

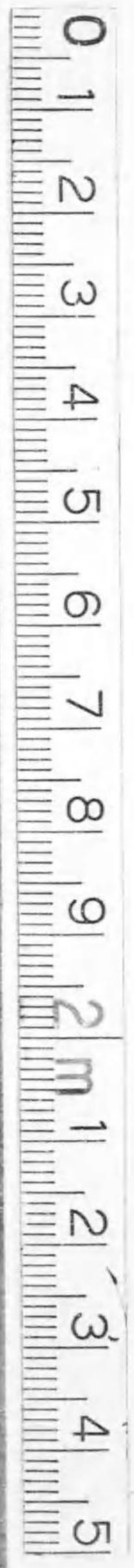
特251 2

543 9

護士士 大澤一六著

刑事問題が  
起きたらば?

株式  
會社 日東書院發行



始



持251  
543

辯護士  
法學士  
大澤一六著

刑事問題が起きたらば?



株式會社  
日東書院發行

刑事問題が起きたらば？ 目次

一、刑事事件の知識……………一

二、検 束……………二

三、警察の拘留……………五

四、正式裁判……………八

五、強制處分……………一〇

六、自首と自白……………一二

七、搜索と押収……………一三

八、豫審と未決……………一五

九、差 入 れ……………一〇

一〇、面會と通信……………三

一、保 釋……………三五

二、公 判……………二元

三、検事と論告……………三

四、辯護士と辯論……………三

五、判決言渡……………三六

六、控訴と上告……………四三

七、告訴と私訴……………四七

八、よく使はれる言葉……………四九

目 次 (終り)

刑事問題が起きたらば

大 澤 一 六

一、刑事々件の知識

刑事問題が突發して、警察か検事局に呼び出され、又は連れて行かれて歸らないとなると、當の本人の不安は申す迄もないが、家庭にあつて、どうなる事だらうと案じてる家族の心配は並大抵ではありません。

見舞に来て呉れた親類友人と額を合せて嘆息しても、容易に見當はつきません。罰を着るかどうかは二の次ぎとしても先づ第一これから先きどんな順序で事件がはこばれるのやら、又家族はどうすれば宜いのやら、其れが一向わからないと心配苦勞は餘計にのります。

早速懇意の辯護士に駆けつけて相談の出来る人はさうするがよいが、其れにしても一應此の

先きがどうなり、どうすべき乎を承知して居たら、餘程氣安い處があるわけです。

全體刑事事件などは一生涯にさう度々起きるわけでないから、大概の人は此れに關する豫備知識がありません。だが健康の人でも養生法や簡単な病氣の手當を心得て居ればイザと言ふ時多少役に立つと同じやうに、法律の事も少しは知つてると都合が良い。

特に今事件が起きて困つてゐるなら尙更らです。其所で私は大體の目安ともなり手引ともなるやうに極く平易に申し述べて家族の方に安心をして頂きたい趣旨で本書を著してお願ひするわけです。平素は讀まなくとも、事件が起きたら、一遍目を通して頂ければ望外の幸ひです。

## 二、檢 束

警察署から「一寸來い」と連れて行かれたり、検事局から「相談ね度き儀あり何日に出頭すべし」と端書が來ると、誰でもいゝ気持ちではない。腰に傷持つ人だと「いよいよやられるな」と感ずるだらうが、然し警察も検事も刑罰を命ずる所ではない。拘留される事はあるが其以上上の罰は裁判所の手にかからぬうちは、着せられないのです。

警察がいつでも人民を引ばつて行けるのは他人に危害を加へた現行犯は無論ですが、賭博や密淫賣の現行でもどんく人の住宅へ這入つて夜中でも引致します。其他の場合には人を連れて行くには裁判所の拘引狀が無くてはならぬ事にはなつてますが、其は規定に過ぎない。警察には非常に自由な權力があつて、夜中でない限りは、連れて行けるのです。夜が明けさへすれば踏み込んで引ばつて行きます。刑事の中には其時に随分亂暴したり格闘したりして、腕力で捕まへて行くのがある。

其は警察では人民を檢束することが出来るからです。檢束は警察署の留置場にブチ込みますが、之は刑事犯罪の嫌疑者だから捕まへたといふのではないのです。だから酔つ拂ひや自殺志願者、喧嘩同志や暴行者、なども檢束として連れて行かれます。

「自れは悪い事をしないんだぞ」と威張つても、此檢束ならば「保護するためだから來い」と云はれ、ば致し方ない事になつてます。但し檢束は翌日の日没迄しか留めておけない規則だから、遅くも二日で歸される筈です。若し歸されなければ、何か犯罪の疑ひがあつて留め置かれるのか、或は所謂檢束のむし返しをしてもう一回留め置かれる事になつたかに相違ないのです。

其時には辯護士に相談して處置するなり、家族が警察へ行つて様子を聞くなりするがよい。  
家族の居なかつた時又は外出先で検束されて其まゝ留置になると、家族には行衛がわからない。其れで、心配して警察へ搜索願を出しに行つたら、拘留されて居たなどとの悲喜劇さへあります。

何かの犯罪の緒口を見つけたので取り敢ず検束したと云ふやうな折には家族が行つても直接面會は許さない。さうして毎日検束を續けられる事がある。其うちに犯跡が擧つて拘留となるのもあり、検事局へ廻されて強制處分になるのもある。

よく辯護士や有力者を頼んで、警察へ「貰ひ下げ」に行くといふ事があるが、之は拘束しな  
いでも宜い犯罪か、或は大した事もなく説諭位で歸すか、或は検束だけでよかつた時だと、身  
柄引受をすると歸して呉れる折のある時の事です。

検束中、犯罪が見付かれれば勿論、輕々しく歸されません。又輕微の事件とか出版法違反のや  
うな場合だと、警察で調べ書だけ取つて、検事局へ廻し本人は家に歸して、所謂不拘束のまゝ  
起訴される事になるのもあります。

### 三、警察の拘留

警察で取調べた結果、詐欺だの放火だのと云ふ大それた犯罪人だとの見込みがつけば、警察  
の司法主任は起訴相成るべき旨の意見をつけて検事局へ送る。此時に拘留されると、續いて  
強制處分にされて刑務所なり警察なりに留置される。

然し事件が密賣淫だとか、物品購買の強請、祝儀不祝儀の惡戯妨害、不熟腐敗の飲食物販賣  
浮浪徘徊と云つたやうな輕いもので、警察犯處罰令で罰すべき程度のものだと、之は「違警罪  
即決例」を以て、其警察署長が三十日未滿の拘留、又は二十日未滿の科料を仰せつけることが  
出来るのです。中には町を歩いてた時捕まつて、生業なくして諸方を徘徊した者として拘留に  
處された、などと云ふのさへあります。

警察犯處罰令の罪だけは、検事判事の手にかけないで、警察だけで所罰を言渡すのです。だ  
から検束して一寸調べて、直ぐ拘留二十九日に處して留置場に入れることも出来ます。拘留期  
間中悠くり取り調べて犯罪が明かになれば、検事局へ送られるが其が無ければ一番長くても三

十日目には放免されます。

此拘留は検束と同じく警察署の留置場に入れられる。留置場は刑務所の監房より皆悪い。狭い部屋に乞食も酔拂ひも強盗も不良少年も赤の男も一緒に雑居して、寝起きも出来ぬ位だ。此所に定められた期日だけ置かれます。逃亡、縊死等を恐れて兵児帯類はさせないで細紐一つです。食事は警察で給與するが、金を持って居れば買つても食べられる。運動も洗濯も斬髪も入浴もさせないでゴロ寝だから、外からは寝巻きに手拭、齒磨、鼻紙などは入れるがいでせう。尤相當の身分の人だと留置場から持出して刑事部屋などで食事もさせます。

留置場は大抵汚ないし、南京虫なども居て甚だ不愉快で、コミ合つて居ると實に慘憺たる有様です。未決となつて刑務所の監房に入れられる方が、留置場に置かれるよりは遙かに樂だと言はれます。

拘留中の者に對して、食物の差入れは出来るわけですが、短い期間だから、中で金を出して求めるがよい、家族との面會は許すが、矢張り刑事が立會つて居る。これから検事局へ廻すのだが一時拘留にしてるのだといふやうな時は、面會に行つても會はせないし、會つても事件關

係などは話せないものと心得るがよい。

留置場は色んな人が雑居してるので、其うちには期日が来て早く出される者がある。ソナ折によく本人の傳言を家族へして寄越す者がある。之が又好都合の時もあるが、其を悪用しての詐欺などやられる事もある。此んな折に金だとか品物だとか言ふものに關して話があつたら注意しなくてはならない。

中には刑事が多くは和服である所から、思ひついて保證金を持参すれば放免になるなど、甘い話を持つて来て心配してる留守居の妻君を欺いて金を奪ひ去る詐欺漢もある。警官手帳などを出して本物らしく働いても、其手帳自身さへ偽造がないとも限らない。だからさう言ふ話だつたら、金錢物品などは家族の者自身で持参して、警察署の刑事部屋で、本當の警察の人なり本人なりに渡すやうに要心しなくてはならない。而も其出かける時には、家を空けずに、確かな人に留守居を頼んで行くに限る。ウツカリ周章て、飛び出すと、警察には何にも變りが無くて、歸つたら家財道具を空巢ねらいに盗み去られた。など、云ふ事もある。

#### 四、正式裁判

警察で即決で拘留を言渡したならば、之に對しては「不服だから正式に裁判を開いて呉れ」との正式裁判の申立をする事が出来る。

此申立は拘留を言渡された翌日から勘定して三日間にすべきで、若し其日限を経過すれば役に立たない。前には此申立は本人だけにしか出来なかつたが、改正になつて、外に居る被告人の法定代理人や妻からでも申立て得ることになつた。

其れに拘留なり科料の言渡をして本人を警察に留置した時は、其旨を本人の家族に、署から通知するわけになつて居るが、本人が知らせないで呉れと斷る時であらうし、通知のおくれる事もあつて、外に居る者には拘留になつたのかどうかわからないし、わかつても時間がおくれる事が多いから、先づ本人が確かして正式裁判の申立をするがよい。

拘留一日に對して一圓の割で拘留日數だけの金を積んで此正式裁判の申立をすれば釋放して歸される。而して後日、改めて裁判所に呼び出されて調べられる。

若し他に歴とした犯罪事實があれば正式裁判の申立などしても無駄な事だし、警察でも其んなへマをやらずに留置しておくが、警察犯處罰令に引かゝるか否かわからぬ位の軽い事であつたり、又は懇意な刑事に頼み込んで「本人を一寸拘留さへして呉れ、ば屹度片づきますから」と云つたやう告訴で拘留になつてる者ならば、正式の裁判を開いて貰へば晴天白日になる見込みがあるから、此申立をするが一番よい。

第一留置場に永く居るのは本人もタマラない事です。拘留して調べられると、かなり無理な調もあつて、心にもない形式上の自白をした事になる折もあるやうです。ソレに事件が検事局へ廻されても、身柄が拘留になつて居ないで、書類だけが廻つたのだと、所謂不拘束のまゝ取り調べられる例になつて居て、検事局が突然拘束する事は少いから、どうしても一旦本人は留置場を出られるやうに努力する方が將來有利でもあります。

たゞ本人だけが此申立をしても、成るべく其をさせまいとする警察もあるとの事ですから、外に居る人は其邊の事も考へて、出来たら辯護士と相談して、取り急いで手續をするがよい。代書人に頼んでもやつては貰へます。



積んだ保證金は裁判の結果、無罪と定まれば勿論、ヨシ又有罪で遂に拘留となつても、其をつとめれば返して貰へる。

以上は警察での話ですが、事件が區裁判所に廻つた時も、罰金や料金のやうな軽い罪だと、検事が調べただけで、直ぐ判事に「裁判を開かずに略式命令でやつて下さい」と請求すると、判事が略式で罰金を課する事がある。此時にも矢張り正式裁判の申立が出来来る。但し申立は命令書をうけてから七日以内に裁判所にやれば良いのです。自動車の運轉手や、選挙法違反で罰金を課する時などにはよく略式でやられます。

正式裁判が開かれれば、皆判決は無罪になるとは限らないが、即決といふのは、警察なり、検事なりが調べただけで、正式に判事の手にかゝつた調べで無いだけに事件の見方に疎漏がないとは限らないから、有利に轉回する事が多い。

### 五、強制處分

検事は犯罪ありとの證據を握れば起訴して、事件を公判に廻すか、豫審に廻すかするが、ま

だ其れが定まらぬ間でも、勝手に疑はしい人を留置することが出来ます。之を被疑者の強制處分と云ひます。

矢張り拘留と同じやうに被疑者を家に歸さずに、警察か刑務所の拘留場に留めておいて、取調べるのです。尤此強制處分としての留置は十日間だけに限ります。此期限内に検事は起訴するか、せぬかを定めるのです。其間に疑が晴れるか、又は起訴しないこと、即ち不起訴の處分になれば、釋放して歸されます。其代り嫌疑が深まつて斷然處分しなくてはならぬと考へられれば、此期間中に検事は必ず起訴します。さうなれば今度は被告人として留置されるので所謂未決勾留となるわけです。

強制處分も検事が獨りでするのでは無く判事に對して請求し判事の命令でするのだが、警察から拘留されて検事局へ廻つたものと大概強制處分にされませう。

検事は日を限つて起訴するか否かを定めるのだから、此間には熱心に取り調べます。實際は公判に廻れば無罪になるやうな事件でも、或は起訴の意見がついて來た警察の取り調べが先入主になつたり、被疑者の供述が怪しかつたりすると、起訴することになるかも知れぬ。無理の

調べ方が無いとも限らぬが矢張り何處迄も眞實を述べる方針とするが被疑者には有利である。

### 六、自首と自白

罪を犯して悪い事をしたが、まだ警察にも検事局にも發覺されないうちに「私は斯ういふ悪い事をしましたから御處分を願ひます」と自分から進んで、検事なり司法警察官に罪を告白して出かけるのを自首と云ひます。

自首した者は、後で判決を言渡される時に刑罰を軽くして貰へる事があります。「赤」の治安維持法の犯罪だと、自首すれば必ず罪は軽くされるか免除されると規定されてゐます。が全部の犯罪が必ず罰が軽くされるとは定まりません。

然し事件がもう發覺して、捜査網が完全に張りめぐらされて、逃げやうも匿れやうもなくなつた折に、犯人の私は茲に居りましたと名乗り出たのでは、自首にはなりません。

裁判所から勾引状などで逮捕の命令が出て刑事に捕まつたのでなければ、たとへ一寸來いと刑事に引かれて行つても逮捕出頭でないから形式的に言へば、犯人が任意出頭した事になりま

す。任意出頭は自首では無いから罪は軽く罰せられません。

其れから検事なり豫審判事なりの訊問を受けてる時に、遂に自分も斯ういふ事をしましたと自首したのも、自首にはなりません。其れは昔からの所謂白状した事にしかならないのです。犯罪でない程のものを、獨り合點して、早く自首しやうとワザ／＼出かけるのも阿呆な話しだしするから、自首するには一應然るべき人に相談する必要があります。

又暴行罪、名譽毀損、姦通、猥褻などの罪は、被害者が告訴しなければ、検事は起訴しません。所謂親告罪です。而して親告罪は後で告訴が取下げられれば、もう被告の罪を論じない事になります。だから若し告訴されたならば、果して其事柄が罰せられるものかどうかを研究して、どうも怪しいとなつたらば、速く被害者に謝罪するなり損害を賠償するなりして取下げ貰ふ方法を講ずるのが得策です。其判定がつき兼ねたらば辯護士に駆けつけて研究の上に善後策を急ぐ方が良い。

### 七、搜索と押收

犯罪事實が発覺すると、検事は犯人と證據とを捜査するし、警察官は其手下として働くことになります。

其ために被疑者の家宅搜索もやれば、證據物や犯罪の物品の押收もやります。起訴になれば事件によつては豫審判事や検事が書記を連れて捜索に参ります。事件に關係があれば被告以外の人の宅へも行きます。家宅搜索は日中にやる事になつて居て、日が暮れて乗り込む事はありません。住居者が拒んだり、妨害などは出来ません。

證據になるやうな書類帳簿等の物件は差押えて持去ります、所謂押收です。押收物件は公判の調べ迄留め置くが、争ひのないやうに證據がわかつたものや、所持人が被告で無くて、其品を永く留め置かれては困るやうな通帳、商業帳簿のやうなものは公判前でも差出人所有者に還して呉れます。裁判が片付けば皆還付されるが犯罪用の凶器とか贓品など、犯人のものは没收する旨、判決して取り上げられる事もあります。

世間には「今銀行から受取つたのは偽せれだから調べる必要がある」など、ニセ刑事になつて、何にも知らぬ婦人の手から、之を持つて行つたり「一緒に署に來い」と連れて行つて、署

の入口で金だけ預つて籠抜けをやる巧みな犯人も出て來た事だから、たゞ裁判所の者だの刑事だのと言はれただけで貴重品を手放してはならない。本當の係の者なら、金銭と貯金通帳に印判だけを押收して持ち去る事などは無い。こちらが周章せずに先方の態度を見極めれば、ニセ者かどうかは大概見當がつくはずで、其れに犯罪があつたからとて、皆家宅搜索が行はれるわけではありません。

罪を犯した人だとの事を承知して居て、其者を匿くまつたり、又は逃がす手傳をしたりすると、犯人隠匿罪として罰せられます。又犯罪の證據になるものを捨てたり、破つたりして證據を無くするに盡力をするに證據湮滅罪で罰せられます。親友のためだとして行つたのでもいけません。

但し此罪は夫婦や親兄弟の間だと罰しない事にはなつて居ります。

### 八、豫審と未決

検事から起訴されると、軽い罪は直ぐ公判を開かれるし、込み入つた重い罪は豫審判事も

う一度よく調べる。起訴といふのは犯罪があるから罰する手續をとるやうにと検事から裁判所に申出る事です。

起訴されてから、判決で罪が定まる迄の間は、即ち刑が未決なのであり、其間に刑務所に入れて置かれるのが未決勾留です。此時の勾留は罰ではありません。

豫審は、豫審判事が犯罪事實を取調べて公判に廻すべき乎、否かを決めるための手續きです。だから検事が起訴したのでも、豫審で調べた結果、豫審免訴の言渡をうけて、公判に廻されず済むの時にもあります。然し大抵はこゝで證人などが呼ばれて犯罪の事實が明瞭になつて公判に廻されるのが多いのです。

未決、と未決勾留とは、強制處分のやうに日限はありません。拘留期間は二ヶ月に限る旨の規定はありますが、其期間は又更新して、何回も繰り返すことが出来るのだから、此二ヶ月の定めは大して當てにならない。出来るなら其間に豫審が片づいたら結構だと云ふ位の事にか過ぎません。中には一年も二年も未決で置かれるものもある。

其に判検事にしても、一つの事件、一人の調べにだけ没頭したら忽ち片づくのだらうが、裁

判所も人手の少い所に選挙法違反、瀆職事件、共産黨、騒擾事件、ギャング事件などと引つゞいて大檢舉があると、其方も調べなくてはならないから、容易に片付かない。だから「一度取り調べがあつたまゝ、もう六ヶ月も捨て置かれるので閉口です」と私達にコボス被告が随分あります。

之は裁判所の忙しさはわからないし、又被告の身に取れば永く勾留されて気がいら／＼するものも尤の次第です。然し裁判所は被告を永く未決に置いて面白いわけでもないし、特別に苦しめやうと言ふのでもない。出来るだけ早くする方針なのだから、ソナナ折には家族なり辯護士なりが、係りの判検事に會つて、速く取り調べて早く出獄出来るやうお願したら、人情上、いくらか速くして貰へる事にはならう。

被告の中には公判になつてから往々「實は豫審で述べた事は、早く保釋になりたいために心にも無い事を申したので、虚偽です」とか「餘り獄中生活が苦しいので、どうにでもなれと考へて、豫審の時に出鱈目を申し上げたのです」と言つて、豫審調書に書いてある自分の供述を公判になつて翻して全然反對の事を申立てる人があります。

其事情は一應首肯けるやうだが、豫審調書はさう軽々と覆へせません。警察や検事局の調べには豚箱事件だの人権蹂躪だのと騒がれた事があるだけに、多少の無理と強壓のある場合もあるが、豫審では書記立會の上、さう無理をせずに調べる筈になつて居るから、苦痛だつたとか壓迫されたとか言ふだけで他に相當の證據がない事には、自白を翻した事について公判判事の心證を容易には動かし悪い。其れに未決勾留は刑務所に入れられるから警察の留置場とは違つて、苦しいと言つても多少は場所がいゝわけだから、豫審の折には、たとへ永く置かれても、其方は耐えて、出来るだけ眞實を申し述べておく方が宜ろしい「之を自白しなければ何時迄も入れておくぞ」と言はれた處で、さう無限に未決に置けるわけでもないから「豫審の供述は、公判では容易に覆せない」と考へて、あく迄頑強に眞實を申し述べべきです。

豫審調書は書記が被告の申し述べを書いて、本人に讀みかかせた上で、相違ない時に本人に署名捺印させて出来たはづのものです。

未決勾留は、獨房の折もあり、他の被告と雑居の場合もある。之は事件の性質と被告の身分と刑務所の都合とによる事です。且つ最初のうち事件の略筋の取調が済む迄は「接見禁止」で

誰にも面會させぬ事があります。然し此時でも衣食の差入れや讀書は許されます。

未決勾留が餘り長いと、有罪判決の折に、勾留日數の幾日かを、刑期に通算される事があります。控訴期間中の勾留も控訴判決で通算される事がある。嘗て白川某氏は懲役一年但し未決勾留三百六十五日を本刑に通算す」との判決を受けて、結局二日許り懲役をつとめて出獄した例があります。

又若し判決で無罪になつて、國家賠償法が適用されるやうだと、一日を五圓以下に換算して勾留日數に對する賠償を國家がするとの規定だけは出来てます。

未決勾留は罪の定まらぬうちの拘束だから、本人は色んな事を考へ廻らして、心痛の餘り氣が狂つたり病氣したり或は其ために家庭に悶着が始つたり、色んな悲劇も起ります。だから萬事を天に任せて精神修養の積りで忍んで居べきだし、家庭の人は、差入や面會等を精々して本人に元氣づけ家庭の事に心配させぬやうにしないと、豫審で申さずとも良い、取り返しつかぬ事を述べたりするのがあるから、お互に氣を確かにしなくては駄目だ。

豫審の調べが済むと「豫審終結決定書」が被告に渡される。之は豫審が終つて公判に移す旨

の書面です。

### 九、差 入 れ

未決で刑務所に這入つてゐる人には、金銭、衣服、食物、書籍、日用品などを入れてやれます。之を差入れと申します。刑務所前には此差入れを取扱ふのを營業にして居る差入屋がある。差入屋に頼めば、皆引受けて入れて貰へるが、其手数をかけずに家族のものが直接持参しても刑務所では受付けて呉れません。

此頃は刑務所の取扱ひも大部モダンになつて花だの紅茶などでも中に居つて買へるから、金銭を持つて刑務所に入つた人は、欲するものは買へるわけです。又書物なども、刑務所に備付けがあつて、之を貸す事になつて居ます。人によつては彼處で讀書勉強をして來る人もある。食物も三度の食事に腹のへらぬだけには刑務所で支給します。だから金の無い家族で差入れの餘裕がなかつたら、本人が辛抱すれば、暮らしては行けます。だから、何を入れてよいかわからぬ時には、金銭を差入れるのが一番よいわけです。

然し外から情のこもつた、食事や衣類を入れてやる事は、本人も喜ぶ事だし、食物も色々と變つたものも入れてやれるから、其んな折には差入屋と相談して、自家製のもを差入辨當に入れたりして、本人の好物を味はせる事も出來ます。

中に這入つてると、どうしても運動不足だから、外の人のやうに澤山な食事をすると大體腹工合を悪くするやうです。軽い牛乳にパン位のものか、或は分量は餘り多く無い方がよろしい一圓もする辨當では、残したり喰べ過ぎたり、却つてよくないやうです。

支給される食事でも馴れて噛みしめると、丁度いい位です。朝は味噌汁がつくから、官費で結構です、と言ふ被告もあります。

又實際の廣い人だと、お見舞として辨當の差入れを方々からされて二重にも三重にも衝突して無駄になる事があるから、被告の家族が、差入屋を一軒定めたらば、其家を聞いて、差入れは一切一ヶ所で取扱つて貰ふ事になると、重複の恐れもないし、辨當代として預けた金も、後に出所した折に差入屋で精算して貰へるから大層都合がよい。だから家族も友人も遠慮せず、扱ひの差入屋を話し合つて便宜を計る方がよい。

着物などは、餘り汚れないうちに替りの物を入れて、汚れたのと取り替へて、前の物は宅下  
 げにして、洗濯でもするやうに取計らうがよい。之は面會の時に會つて話することが出来ます。  
 刑務所によつては、外部からの書物の差入を嫌ふ所もあるやうだが、新聞、雜誌以外の書物  
 は大抵のものは差入れ出来ます。之は一時に澤山座右に置かせられないから、餘り薄つべらの  
 書物は直ぐ讀み切つて困るから、成るべく部厚の本を入れて下さいと頼む被告もあります。辭  
 書や年鑑や六法全書などはいゝやうです。其所らも考慮して打合せべきでせう。之も入れ替へ  
 宅下げが出来ます。  
 書籍や着物の中にかくして秘密の通信をして問題を起して、差入れが止められたり、面倒な  
 事になつたりする例もある事だから、ソナ事は注意して、せぬやうにせねばなりません。

### 一〇、面會と通信

未決勾留中の者に、面會も出来るし、手紙の便りも出来ます。尤「接見禁止」をされてる場  
 合には、普通の面會は許されません。其れでも是非會つて話さねばならぬやうな、家事上の重

大事件でも出来た折ならば、其事柄を書いて、豫審判事に願出すと大抵は其事柄に就てだけの  
 面談は許して呉れますから、許可書を得て刑務所に行けば會はせて貰へます。  
 接見禁止でなければ、平常の日には必ず面會を許されます。尤取調の都合で裁判所に廻さ  
 れた日には刑務所では會へない。面會時間は執務時間中ならいつでもいいのだが、東京の市谷  
 刑務所などは澤山の入監者が居り、面會人も多いから早朝に行かないと、面會の順番がおくれ  
 るので、或は一日がゝりになる事があります。面會方法は差入屋に訊ねてもよいが、別段面倒  
 はなく、面會に来た旨を通すると刑務所の門衛が開門して通して呉れる。市ヶ谷では其所で木  
 の番號札を渡す事になつて居る。受付で其番號札と、被告の姓名と自分の住所姓名を係の者  
 に告げて控所に待つて居れば、時順が来れば呼出して面會所に通して呉れる。  
 面會所は看守が立會の上に小さい窓から顔を眺めて話すのだし、面會時間も五分間といふ短  
 い制限があるから、初めての人などは咽が強ばつたり涙が浮んだりして、碌々用件を話さぬう  
 ちに時間が無くなつたなど言ふ事もある位だから話さうとする事は豫じめ考へて行かぬとマ  
 ゴ付きます。之も追々馴れれば、結構短時間でも役立つ話は出来ませう。又碌に話す事は無く

とも只面會するだけでも互に喜ばしい事です。

話す事柄は家上の事とか身體の事とか、家族の動靜のやうな事ならばよいが、被告事件に關係したことや證據や證人の話などはしてはならない。要件を看守が書き取ります。長時間かゝらねばならぬやうな話は先づ出来ないと思はねばなりません。

辯護士の辯護のための面會は時間の制限もなし、事件の内容の聴き正しも出来るのだから、事件についての事や、其他コミ入つた用件の時には、一層の事之を辯護士に頼んで、十分に話して貰う方が便利です。

其れから面會は被告一人について一日一回しか許されませんが、自分の會はうとする被告に其日にもう面會人があつた折だと許されぬ事になります。だから友人などが單に顔だけ見る見舞のための面會ならば、成るべく家族の人の面會と衝突しないやうに、前以て打ち合せて行かぬと、却つて家族の面會を邪魔して氣の毒なことになるから注意するがよい。

入所早々は、取調べも續き、本人も興奮してゐるし、家族の面會も度々あるから、友人などは暫くたつて、被告が「誰か面會にでも來て呉れないかナア」と思つてる頃にでもする方が、双

方のために喜しい事だと思ひます。房から出て、面會所に来るだけでも、トテモ嬉しい事ですと入監者は皆言ふ事ですから。

アトは一日も早く保釋が許されるやうに骨折るが一番良策です。被告が外部へ出す通信と、家族や友人が被告へ宛てゝの通信とは接見禁止中でも自由に出來ます。之は面會のやうに一通限りではありませんから、被告人に心配をかけぬやう、氣を病む種にならぬやうな手紙は度々通信する方がよい。之も勿論事件關係の事などは書き記さないがよい。

通信費は被告が金を持つて這入つて居れば、其うちから支辨出來ます。金さへ絶やさねばよい。又外部からの便りは此上なく嬉しいものですから、其處らも考へて、繪ハガキなどに認めて送るもよい事でせう。

## 一、保 釋

刑事事件が起きた時に、其家庭の人が一番困るのは、被告人が刑務所に未決勾留されてる事です。無論本人も樂ではありませんが、留守居の人は家事、社交、事業など一切に差し支へて



困ります。

強制處分から未決勾留と引つくと随分其期間が長くなります。

然し未決勾留は懲らしめに入獄させておくのでは無いのだから、豫審の取り調べが一通り終つて、もう出所させて宜い事になれば、保釋出獄を許します。大抵豫審の決定書が渡される頃には出られるわけなのです。

保釋は本人、又は辯護人から願ひ出せば許される。然しまだ調べが済まなかつたり、或は本人が頑強に事實を否認して居つたりすると幾度保釋願を出しても却下されます。然し辯護士なり家族なりが判檢事に會つて事情を話したり頼んだりすれば、勢早く取り調べるやうにして呉れ、従つて保釋が早く許される段取りに運んで貰へる事になります。尤、殺人罪の犯人などは幾ら願つても絶対に保釋は許されませんし、六かしの事件の被告だと、豫審の調べが済んだだけでは保釋を許しません。其んなのでも公判が始まつて證據調べでも終れば、大抵は保釋を許して呉れます。第一審の判決が済んでも許されぬやうな被告は、保釋は見込みなしと考へてよい。

保釋願を判事に出すと、いゝ時期には檢事の意見を聞いて「自殺、逃亡、或は證據湮滅の恐れは無し」完全な引受人があつて裁判所で呼び出せば屹度出頭する「一定の住所があつてルンベンの的に浮動する者でない」との見込みがつけば保釋を許します。だから大抵家族、親戚、辯護士などが保證を引受けることにならねばなりません。

保釋を許すと決定して呉れる時には被告の身分財産等に應つて、二三十圓から最高三四百圓位の保證金を積ませます。此保證金は、後日判決が定まつて無罪と確定するか、刑に服するかした時には返して呉れますが、途中で被告が逃亡でもすれば没收される事があります。嘗て私の辯護した被告が、保釋中に朝鮮の方へ逃亡して裁判所の呼び出しに應じなかつたので、保證金を没收すると、叱られたりして大騒ぎになつたことがあります。

保證金を積むと其日の夕方には出獄させて呉れます。大抵日没前後ですから、家族や親戚は其頃を見計らつて獄門前で待つて居るやう。又衣類など被告人の身の廻りの物を持つて行くやう心掛けるがよいでせう。刑務所前の差入屋や休憩所に待ち合わせる便宜もあります。

保釋を許されずに公判に廻るやうでしたら、公判廷へ臨むための衣類、又人によつては羽織

傍などを差入れて見苦しく無いやうにしてやるがよいでせう。

私達が面會に行つた時に「どうも病氣で困るから、保釋を願つて頂きたい」と話す被告人が往々ありますが、病氣を理由にして保釋の願をする時には、刑務所醫師の診斷書が附けられるのですから、其れに大した事でも無いやうに書いてあれば、判事の心證を動かさませんから一寸した病氣位では、保釋にはなりません。尤も診斷書に叮嚀に病狀が記してあれば、許される事になります。

刑務所には皆病檻もあり、醫師も居ますから、少し位の病氣には差支へないわけですが、特別に看護婦が居るでは無し、各科の専門醫が居るのでは無いから、重病等であつたら辯護士とも相談して刑務所の者に頼んで、外からの醫師に診察して貰へるわけですから、病狀によつては其方法をとるもよいでせう。

保釋の保證金の無いやうな被告で、出所させてよい人だと、親族に身柄を引受けさせて、保證金無しで「責付」といつて保釋同様に出獄させる事もあります。

又親や妻が大病だとか死ぬとかの折、或は本人が在監に堪えぬ重病だと、其理由で一時拘留

を停止して出所させたり、保釋にして出す事もあります。

### 二、公 判

區裁判所と地方裁判所とが第一審の裁判をする處です。檢事が公訴して直ぐ公判に廻されるやうな軽い罪は區裁判所で公判を開くし、豫審に廻つたやうな重い罪は地方裁判所で公判することになります。

公判は判事が犯罪を取り調べて罰を定める處ですから、檢事局や豫審廷と違つて、公開して傍聴人も容れて公平、親切、叮嚀に十分に被告のした事柄、事情、境遇、動機などを、心ゆく迄に述べさせる筈になつてます。共產黨や猥褻罪で風俗公安に害ある事件だと、傍聴を禁ずる事もある。其んな時でも被告の父母、兄弟、家内などと、特別に傍聴を評す事もあります。

判事は、區裁判所では一人、地方裁判所は三人で其中の一人が裁判長です。檢事は各一人立ち會ひます。

公判を開くと裁判長が被告の住所姓名職業年齢などを訊ねた後に、檢事は起訴事實を述べま

す。然る後に犯罪事實を取調べます、被告が多かつたり、事件が複雑だと、此調べも随分時日がかゝる。事實調べが済むと被告なり辯護士から證人や證據を申請する。證人が許されれば、次回の期日を指定して、一週間なり二週間なりへて第二回の公判となるが、證人が許されないと、其日のうちに検事の論告、辯護人の辯論、最後に被告の陳述が許されて、其れが済むと、結審となつて公判廷が閉ぢられます。結審とは取調べは一切済んで公判はお仕舞ひだ、残りは一判決言渡だけだ、と云ふ折の事を言ふのです。

公判の折には、大概辯護士を頼んで出廷して貰ふやうであるが、區裁判所の事件や、地方裁判所の事件でも重い罰にならぬやうな事件だと、辯護士がなくとも公判が開けるし、取調べも出来るのであるから、區裁判所の事件などは一時間足らずで結審になるのが澤山あります。

公判は被告に取つては、其れこそ有罪無罪、或は死生の別れる懸命な場合であるから、一切の眞實を申述べるやう心掛けねばならない。警察ではこう言つたとか、検事にどう述べてある豫審判事には黙つておつたのだから、など其れ迄の自分の申し述べた事に拘泥してはなりません。自分の辯解も事情も経過も、卒直に吐露して裁判官の明鑑に訴へべきです。自分の獨り

考へで「之を言つたら不利益だらう」「之は胡魔化してもよからう」など、獨り定めして陳述すると、其ために却つて不利益に陥る場合もあります。

裁判官は「其れでも被告は豫審でこう云つてゐるでは無いか」などと相當、綿密に突つ込んで訊ねる事もあるから、其んな時には前に述べた事と、公判で述べた事との相違は、斯う云ふわけですと、裁判官に首肯して貰へるやうな、ハツキリした筋道の立つ辯解をせねばなりません。言語も音聲も叮嚀に、明瞭に敢て諛ふには及ばないが、相當の敬意と謹直な態度を以て臨む必要があります。グラグラと要領を得ないのが最いけません。

其れから被告事件で、證人に呼ばれたとしたら、自分の言ひ方一つで、被告の身上に重大な結果を及ぼすのだから、之も眞實を述べて、知らざるは知らずとし、見ざるは見ずとし、聞いたのは聞いたとして、秘さずに、誇張せずに問はれた事を答へる方針を以てせねばなりません。若し反對に被告を陥れやうとしたり、又は庇はうとして偽りや作り言を述べると、偽證罪として罰せられます。證人には往々知つてゐる事實でも、自分は事件に關係の無い者にならうとして「知らない」と沈黙する人があり、其ため折角有利なるべき證人が役立たずして被告が重く罰

せられる事になるのがあります。知つてゐるのを知らないと述べるのも偽證ですから注意すべきです。

公判の一種に陪審があります。之は素人から選ばれた陪審員が、法廷で被告の陳述を聞いて居て、被告が果して罪を犯したのか、否かだけの事實の判断をさせて、之を裁判長に答申させ、其に基いて判決をすることになる公判のやり方の事で、地方裁判所の重い罪で、被告が自白しない時に行はれる公判です。

陪審は被告が辞退すれば、普通の形式の公判が開かれるのです。陪審の判決は不服だつた時には上告は上来るが控訴は出来ない事になつて居るので、控訴、上告と二度公判の開ける普通の裁判の方を希望する者があつたりして、只今の所では陪審の公判は餘り奮いません。將來はどうなるかまだ疑問です。若し事件が陪審に廻るやうだつたら、矢張り辯護士と相談の上、どちらにするがよいかを定めるがよいと思ひます。

### 一三、 検事の論告

公判で證據調べが済むと、検事は論告をします。此時は大抵は、判事が被告に對して起立して聞くやうに命じますが、論告が長かつたり、被告が衰弱してゐる居ると特に、腰かけたまま聞く事を許すやうです。

論告は、検事が、被告の行爲を犯罪として取り扱ふと、斯る罪になり、ドノ位の刑罰にしないでならぬ、との事を述べるのです。所謂検事の求刑が此時に聞けるわけです。

窃盜やカツ拂ひの簡単な事件だと「本件は證據歴然たるものである被告に對しては懲役何ヶ月に處するを相當とする」といふやうに一二言で片付けてしまふのがあります。然し相當複雑の事件だと、検事も部厚い原稿を作つて、論告することがあります。私の關係したので山梨大將の朝鮮疑獄事件の控訴の時には擔當の佐々波検事は前後三日に亘つた十數時間の大論告をした事があります。

検事の論告では、例へば「懲役六年」の求刑をされても、判事は其通りに判決するわけでは無い。刑期が半減になる事もあれば、無罪の言渡しをうける事もある。新聞などに検事の求刑が發表されると、大抵の人はもう其れだけの刑を受けるものかのやうに誤解する者もあるが、

決してさうではない。

検事が長い論告をしたり、六かしい法律論をするやうな事件は、又一方から言ふと、辯護の餘地が非常に多いから、其れで面倒な論告になるのだとも見られます。現に前述の山梨大將などは無罪になつてしまつた。一體に判決は求刑よりも軽いのが常であるから、論告で重いかると悲観するにも當らないのです。検事は職掌柄厳正に法律を適用しやうとするから、勢い重い求刑をすることになるわけです。

### 一四、辯護士と辯論

病氣になつたら醫師にかゝるやうに、裁判になつたら辯護士に駆けつけるがよいでせう。辯護士の本職は、公判に臨んで被告人のために辯護権を行使して、検事の論告に對して、被告人を辯護することにあります。辯護権は非常に尊重されてるものであつて、特に火付、強盜殺人のやうな重い罪を犯した被告人であると、裁判所では辯護人が立ち會はなくては、公判が開けない事に法律に規定があります。

若し重大犯の公判の場合に被告が辯護士を依頼する資力が無く、又友誼的に辯護に立つて呉れる人もないと、裁判所で被告のために辯護士を選定して呉れます。之が所謂官選辯護人です。大抵辯護士中から選ぶが、或は將來判検事となる司法官候補なる役人を辯護人に命ずることもあります。之は形式上辯護人が無いとやれないと云ふまでの事で、並大名式に、辯護人として顔を並べれば済むのだから餘程熱心な辯護士でも割り當てられぬ限りは、有力な辯護を期待するわけには行きません。

辯護士は公判の折に辯論さへすればよいとは言ふものゝ、其のためには、其前に裁判所の事件の記録を寫したり讀んだりする特権もあるし、被告人に面會して犯罪事實を訊ねる特権もあり、被告のための判検事の面會、保釋願の手續などゝ色々のことがやれるのですが、官選辯護では時間の關係其他で到底其んな點迄は先づ及びません。だから都合の出来る限りは被告の方で辯護士を頼むがよい。

辯護士を依頼するのは、被告が検事から公訴を提起されたらば何時でも出来ます。豫審中에서도宜いのです。其れには依頼者と辯護士との連署の書面を裁判所に出すのです。被告が刑務所

に這入つて居ても、面會して貰つて依頼も出来るが、被告の父母、祖父母、妻、夫、又は子孫其家の戸主だと、被告に關係なしに獨立に依頼が出来ます。だから獄外にあつても、右に述べた家族の者は、被告に相談せずにも頼めます。而して届書を裁判所に出せば宜いのです。注意すべき事は、區裁判所の刑事事件だと、檢事から起訴されると忽ち公判を開廷して判決になるのがあります。起訴後四日目には公判が開けるし、時にはもつと短くても公判のやれる事もあります。外に居る家族の者は、拘留されたから、誰に辯護を頼まうかしらと打合せに時間を費して、漸く辯護士を頼んで行つて貰つたら「今日判決になりましたよ」など、言はれて後の祭になる例もあるから、頼むのなら成るべく速くした方がよろしい。

友人が辯護士を依頼してやる時でも、届書には本人なり右に述べた家族なりの連印で、辯護士を出さなくてはなりません。

又一人の被告が幾人辯護士を依頼しても差支ありませんが、裁判所では辯論の重複を嫌ひますから、多勢の場合には、勢打ち合せて辯論は分擔することになる。多數では船頭多くして船山に上る式に却つてゴツタ返すかも知れません。其れに同じく辯護士でも、民事事件を得意

の人もあり、又刑事事件でも盡力奔走の得意の人もあり、辯論に長じてる人あり、上告の研究が達者の者もありますから、親族や本人も此點を考へて相當熟練した適當の人を尋ねて依頼し全責任を其辯護士に委せて、ミツしりとやつて貰う方が有利だと思はれます。辯護士を頼むには、辯護料が高いやうに一般に考へられてますが、其は事件の性質にもより又人にもよることです。私の所屬して居る辯護士會では大體の標準料金は左の通り定まつて居ます。全國何處でも大抵其前後で引受けて貰へませう。

手数料

- 區裁判所ノ事件 金五十圓以上
- 地方裁判所ノ事件 金百圓以上
- 公判外ノ刑事事件 金五十圓以上
- 謝金

ハ依頼者トノ任意契約トス

刑事事件の公判だと、記録を讀むだけでも相當の時間がかゝつたり、又終日裁判所で過さね

ばならぬ事があり、而も其れが何日か續くやうなことがあり、事件の研究、辯論の構成など本當に心を打ち込んで辯護して貰うとしたら、一概に料金の高は論じられません。

手数料は大抵、前拂ひですが、其れも依頼者の資力、懇意さの程度、紹介者の如何等によつては、金額、支拂時期等も随分千差萬別になります。現に私などは嘗て無産者運動をやつた頃は大半は義侠的辯護だつたりしました。

被告が刑務所の中から手紙を出せば、接見禁止中でも辯護士宛に發信すれば届は出せるし、接見が出来れば、辯護士なり事務員なりに面會に来て貰つて出す事も出来る。辯護士の住所がわからぬ折でも、看守に頼めば辯護士名簿によつて發信して呉れます。親族家族が頼むのなら是非共一度は辯護士に面會して事情を話して頼むがよろしい。

辯護士でない人でも裁判所が許せば辯護人になれます。所謂特別辯護人です。之は人を指名して裁判所に願つて見なくてはなりません。

### 一五、判決言渡

軽い簡單明瞭な事件だと、公判を一回だけ開いて、而も其日のうちに結審して、判決言渡しをする事があります。が大概は結審してから七日位間を置いて、判決の日を定めて、其日に言渡す。が、面倒な事件だと、もつと日を置く事もあります。

判決言渡の日には、検事も被告も辯護士も、もう何も發言しないでいゝので、たゞ判事がその事件を無罪とするか、又有罪ならばどれだけの罰に處するかを言渡すだけです。辯護士は出廷しなくとも被告は出廷して之を聴くべきです。

判決の言渡しの時には、裁判長は判決及び判決の理由をも述べます。而して若し判決に不服なら控訴が出来る旨をも告げます。

澤山の刑事事件を取り扱つて居ると、丁度醫者が患者の病氣の輕重を診察すると同様に、辯護士の頭には、此事件は無罪だ、此れは有罪だが事情がいゝから執行猶豫にはなる。どうも懲役にしても年限が長さうだ、或は如何に被告が頑ん張つても到底無罪の見込み無し、或は被害者に對して辨償をしたら情狀を酌量して執行猶豫にはして貰へる。といふやうな大凡の見當は付きます。

然るに被告一人の浅墓の量見から、事實を隠して辯護士にさへ眞實を告げないで、犯罪を否認して居る。實は其間に賠償でもするか、或は何かの役員を辭任して謹慎でもすれば、改悛の情あるものとして執行猶豫にして貰へるやうな事件なものにも係らず、其をしなかつたために、逆に犯罪の有力な證據が出て、重い罰に處せられてしまつた。などいふ被告もあります。病人が今迄の経過を話さないで醫師に偽りを告げて居れば、良醫でも診察を誤ると同様に、事實を告げられないと辯護士の見込みが違ふから、其對策迄違つて來て、取り返しのつかぬことになるから、信用ある辯護士を頼んで事實をよく打ち明けて、良い判決が獲られるやう力めるがよい。

判決は言渡しのあつた日から、第一審なら五日、控訴の判決なら七日で確定するから言渡されたまま捨て、おくと、判決通りの刑に服さなくてはならなくなる。

刑罰には、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留がある。死刑になるやうな人は保釋出獄を許され無いから、拘留されて居て、遂に絞殺される事になる、懲役は刑務所で仕事をさせられるのだし、禁錮は何の仕事も命ぜられずに獄中に謹慎するのです。入獄の期間は何年何ヶ月と判決で

極めます。どうしても勤めねばならぬとしたら、豫じめ入獄の用意をしておくと、判決確定後警察官が迎へに來る。

罰金は言渡された金額を検事局へ納めるのですが、之は額が大きかつたりして、都合上一時に納め兼ねる人は分納を許される事もあります。若し判決の時に「罰金を納めぬ時には一日を金二圓に換算して勞役場に拘禁する」等と換刑方法を言渡されて居れば、罰金の納入を怠ると刑務所に入れられて勞役に服さねばならなくなります。

罰金は納めぬと強制執行されることがあります。懲役又は禁錮でも、情狀がよいと、五年以下一定の年限だけ刑の執行を猶豫すと言渡される事がある。刑の執行猶豫になれば、刑務所には入れられない。猶豫期間中に再び罪を犯さなければ、もう入獄させられぬ、刑を受けなかつたと同じになるので、寛大の處分です。無罪同様と言つてもよい位です。

未決勾留の通算も判決の時に言渡されます。だから猶豫になつたら、其まゝ判決に服してもよいし、他の重い有罪になつたら、上訴手續も出來ます。



### 一六、控訴と上告

判決言渡の時に有罪の判決を受けた折に、其判決に服したがよいか、控訴したがよいかは、事件の性質によつて研究しなくてはなりません。

控訴するには、控訴の申立書を判決を下した裁判所へ出せばよい。此手續は刑務所では看守が教へて呉れるし、代書人に頼んでもよし、無論辯護士に依頼することも出来ます。

控訴の裁判は、矢張り第一審同様に事實を調べて裁判をやり直すのであるから、其如何によつては一審で有罪だったのが、無罪と判決されたり、刑の期間が短くなつたり、或は更に執行猶豫になつて、一審より軽くなる例が澤山あります。だから第一審の判決が罰金か或は執行猶豫にでもなつたのだと、無實の罪でなければ、致し方ないとして、服罪するものもありますが、さも無い時は控訴を申立てる人が澤山あります。

けれども保釋が許されずに刑務所に居る人だと、控訴しても其まゝ置れるから、控訴の公判の開かれる迄は、未決監に居る積りでないと、豫想に反します。保釋出獄して自由の身で居る

人だと、控訴して罪が軽くなれたら結構だし、軽くならない迄も、入獄をおくらせたいのは人情上然るべき事です。

五日以内に控訴すればよいのですが、其間に一旦控訴はいたしませんと斷つて、其手續をしてしまうと、後になつてまだ五日以内だからとて控訴の申立をしても、もう其れは取り上げられぬとの判例があるから、ウツカリ控訴権を抛棄してはいけません。控訴を取り下げて服罪することは、何時でも出来ますが、控訴の申立は五日を過ぎれば絶対に出来ません。

又若し他人の金を使ひ込んだとか詐欺したやうな事件で、相手の人が怒つて告訴したやうな場合だと控訴して置いて、其うちに其損害高を賠償したり、謝罪したりすると、案外之を宥して呉れて、其結果、控訴の裁判は有利に轉廻するやうなこともありますから、有罪の折は控訴するがよい場合が多いのです。辯護士が頼めるなら、なるべく相談して見る方がよろしい。

一審判決後、控訴裁判の開かれる迄の日數は一寸わかり兼ねます。第一に裁判所が違ふのだし、控訴裁判所の繁、閑で一樣には定め兼ねますが、大抵早くて二ヶ月位からおそくも一年位で控訴裁判は開かれます。控訴の公判は第一審の公判と同様と心得てよいのです。第一審が區

裁判所の公判でしたら、控訴は地方裁判所で行はれるし、地方裁判所が第一審でしたら控訴院が控訴裁判所となります。

若し控訴の裁判の判決にも尙不服だつたら、大審院へ上告が出来ます。上告は控訴の判決言渡の日から七日以内に申立てないと有効ではありません。

上告の裁判は控訴と違つて、犯罪事實の取り調べは致しません。だから被告は法廷へ出庭出来ません。此所では控訴の裁判と判決が法律上間違つて居るかどうか、だけが論点になるので辯護士だけが出庭して、所謂法律論だけしか出来ぬ事になります。だから上告は辯護人に頼んで研究して貰ふに越した事は無い。けれども被告自身で法律の論点を認めて控訴判決を攻撃した書面を出しても勿論有効ですが、本人は其辯論には出られません。

尤新訴訟法改正の結果控訴の判決の刑が著しく重すぎる折には、其れだけでも上告の理由になることになりました。私も聯絡上告事務所にあつて、全國の辯護士と聯絡して上告を取扱ふ事にして居るが、全體大審院で上告の論旨が採用されて、事實調べのやり直しになる率は、甚だ少くて、一ケ年に數へる程しかありません、大抵の上告は棄却されるのです。

だから實際問題としては上告で有利な判決を受けるためといふよりは、上告しておいて其間に刑務所に行く準備をするとか、家族の始末をしておくやうな事のために入獄の日を先きに延ばすために利用する有様です。

之も亦控訴と同じで、一旦上告権を放棄しては致し方ないが、上告して直ぐ様辯護人に依頼して裁判所の記録について法律上の論点を研究調査して貰つて、愈々駄目と見込みがついた折に上告を取り下げてもおそくはないし、事件の性質によつては、大審院の方で、従來の判例を變更して有利の判決を下すこともあるし、又親告罪(暴行、強姦、名譽毀損罪等)だと、上告中に相手と示談して告訴を取り下げて貰へば、罪を受けずに済む事もあるのだから、一概に上告は有利になる率が少いからと悲觀して上告せぬのも、馬鹿らしい、盡すだけの手段は構じて見るがよからう。たとへ死にかゝつた病人でも、どうせ命は無いのだからと、見捨てる者はない最後になつても、名醫を求めたり、酸素吸入させたりするのだから、少くとも上告迄したが駄目だつたとあきらめのつく事もありませう。

上告が採用になると、偶には又大審院で本人を呼出して事實を調べ直して判決する事もあり

ますから、一概に悲観するにも當りません。

大審院で刑が定まれば、もう其以上争ふ所はありません。非常上告とか、再審といふこともあるが、之は無實の罪で刑を着たら、後日眞犯人が出たり、有罪判決の證據が虚偽だつた事がわかつたやうな特別の場合で、通常望める事ではありません。

刑が確定すれば、數日中に下獄しなくてはならない。たと重病其他で動き難いやうな状況でもあると検事局の了解を得れば、入獄を多少延ばしては呉れます。

愈刑に服しても、刑期の三分の一を過すと、服役の成績によつては假出獄として、早く出獄させられる事もあり、又特に寛典を以て減刑される事もあります。入監中でも親族となら面會も通信も出來ます。

いづれにしても、手ぬかりのために重い罰を着る事はつまらぬ事ですから、事件が初まつたら、全力を盡して、刑の確定しないうちに、辯護、防禦其他萬全の策をとる事を忘れてはなりません。さうする事は法治國民の權利でもあり、義務でもあります。

### 一七、告訴と私訴

他人を告訴するには、告訴狀に事實を書いて、警察署か検事局へ出せばいいのだが、有力者を相手に告訴する時は検事局へ宛てた方がよいと云はれてます。自分が被害者ならば告訴狀を出すのだし、自分は關係ないが犯罪があるので検事局へ訴へるのは告發と云はれます。

普通は犯罪があれば、告訴しなくても検事局が自動的に檢舉して起訴しますが、名譽罪、信用毀損、強姦、姦通、業務妨害、暴行などの犯罪だと被害者が告訴しないと、検事局は捨てておきます。之が所謂親告罪です。

親告罪だと、公訴されても、判決の確定しないうちに、告訴人が取り下げると、裁判所では棄却してしまいます。だから親告罪の被告となつたら、早く告訴人に謝罪して取り下げて貰う方針を樹てる方が双方に有利です。

親告罪以外の犯罪は、後日告訴人から取下げがあつても、裁判所は裁判をやる事になります。無論さうなつたものは犯罪後の事情がよくなるから執行猶豫位にはなりません。告訴しても

其が不起訴となれば、検事局から告訴人に對して不起訴處分にする旨の通知が来る。此處分に不服なら其上の検事局へ抗告して、更らに取調べて貰へる。

又犯罪人のために、金錢物品の損害を受けた人は、犯人の公判が開かれてる折に、其損害を賠償させるために民事訴訟を起せます。(傷害罪の醫藥料のやうなもの)其を刑事公判廷へ持ち出すのが、謂ゆる附帯私訴であつて訴狀には印紙を貼らないでもいゝのです。刑事公判が済むと引つゞいて私訴の公判を開いて判決して呉れます。刑事の判決が済んでしまつてからは、普通の民事訴訟として訴えるだけです。

刑事が有罪の折だと、私訴も勝つ事になりませう。詳しい方法等は申述べませんが、之が私訴としてやれる事だけは記憶して居るがいゝと思ひます。

### 一八、よく使はれる言葉

以上で、大體の筋道のお話は、終つてよい事となりますが、なほ、斷片的にでも知つておく方がよいと思はれる、刑事裁判上に使はれる言葉の意味を簡単に説明しておきます。

▲令狀▼ 之は命令狀の總稱です。刑事上の命令狀には、勾引狀、召喚狀、勾留狀、逮捕狀がある。勾引狀は、被告人、證人等を強制的に裁判所等一定の場所に引致して來る強制力ある命令狀です。召喚狀は裁判長が、被告人證人辯護人、鑑定人等に何月何日の何時に何處へ出て來いと招く命令書です。召喚に應じないと勾引されることがある。勾留狀は被告を勾留するために判事の發する命令。逮捕狀は被告人が逃亡して所在不明の時に検事長が逮捕すべき旨傳へて發する命令。

▲押送▼ 刑事被告人又は囚人を、一つの官衙から他の官衙へ送ることです。

▲科料と過料▼ 科料は最も軽い刑罰で拾錢以上二十圓未満の金圓を收めさせられる財産刑です。過料は刑法上の刑罰ではありません。例へば戸籍の届を怠つたり會社で登記を怠つたり

したやうな場合に、規則を勵行させるために之を行はなかつたものに加へる制裁です。

▲再犯▼ 或罪で有罪判決をうけて、其が定まつた後に又再び罪を犯した事を言ふのです。刑法では「懲役に處せられたる者、其執行を終り、又は執行の免除ありたる日より五年以内に再び罪を犯して、懲役に處すべき時は、之を再犯とす」と明に言はれてます。再犯者は新しい罪について執行猶豫の恩典には浴すことは出来ません。のみならず、再犯者は、再犯たる理由で刑罰を重くされて普通の倍迄に加重されることがあります。之を再犯加重と云ひます。之を三度したものは三犯となるわけです。再犯以上の犯罪を累犯と云ひます。

▲司法警察▼ 同一の警察官のやつてる警察の仕事には、危害防止、秘序保持などのための風俗警察、交通警察のやうに行政警察といはれる仕事があるし、又一方には犯罪を捜査したり犯人を逮捕して、既に出来上つた危害を除き去つて、秩序を維持する仕事があります。之を司法警察と云ひます。此司法警察の仕事をする権限のある官吏は警察部長、警視、警部、警部補であつて之を司法警察官といひます。法律上は何れも検事の補助として捜査に當るわけです、巡查、憲兵卒は、司法警察吏であつて上記の司法警察官の命令をうけて、犯罪捜査に當る順序

となつてます。

▲體刑▼ 人間の身體其ものに害惡を加へる刑罰です。昔は笞刑などもあつたが、今日では懲役、禁錮、拘留の如く、身體の自由を拘束する刑を總稱して、斯く言ひます。又自由刑とも呼ばれる。死刑は生命刑、罰金科料を財産刑と言ふことになります。

▲上訴▼ 裁判を受けて其判決に不服だつた時に、當事者が、もう一度上級の裁判所に對つて、裁判をし直して呉れと求める申告のことで、上告、控訴、抗告の三つを總稱して皆上訴といひます。

▲假出獄▼ 懲役又は禁錮に處せられて、刑務所に入れられて服役してゐるものが、よく獄則を守つて、且つ改悛の情があれば、之を判決に定められた年限だけ入所させずに、途中で假りに出獄を許すことを言ひます。規定めよると、有期の囚人は其服役年限の三分の一を経過したか、無期の懲役禁錮の人は、十年間經過すれば、行政處分で之れに出獄を許せることにされます。假出獄してから無事に服役年限中を過せば、再び入獄はさせられませんが、假出獄中に再び犯罪でもすれば、假出獄を取り消されて入所させられます。

▲**恩赦**▼ 之は天皇が、恩恵を以て、犯罪人の罪を赦し、又は其刑を減免することです。恩赦には、大赦、特赦、減刑の三種類あります。大赦は、皇室又は國家に大慶事などのある場合に、大権命令で、或種の既行の犯罪の刑事上の效力を全滅させるのです。持赦は特定の犯罪人に對して、特に刑罰の執行を全く免除することです。之は司法大臣が検事又は典獄の申立によつて特赦の上奏をして、御裁可になつて、裁可狀が本人に到達すると效力が生ずるのです。

▲**判決の確定**▼ 一つの判決が、上訴されずに終ると、動かす得ない判決となつて、判決主文の通りに定まることです。有罪の判決が確定すれば刑の執行をうけることとなります。控訴又は上告して、裁判が引づいてやられる場合は判決は確定しません。

刑事問題が起きたらば？ (終り)

8. 11. 22

昭和八年十一月十一日印刷  
昭和八年十一月十日發行



刑事問題が起きたらば  
定價二十錢

著者 大澤 一六  
東京市豊島區西巢鴨四ノ一九一

發行者 佐藤 勝之助  
東京市神田區中猿樂町十七

印刷所 鈴木印刷所  
東京市小石川區諏訪町十三

發行所

東京市神田區猿樂町十七  
振替東京六五四二一  
電話九段一九三八

株式會社 日東書院

352  
649

終

